

令和８年度 入札制度改正等に係る留意事項

木更津市総務部契約検査課

■低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定対象工事

- ・低入札価格調査基準価格の設定対象工事
設計金額 5, 000万円以上
- ・最低制限価格の設定対象工事
設計金額 200万円超え5, 000万円未満

■低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を見直しました。

令和4年3月4日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しが行われたことにより、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定項目における算定比率を令和4年4月1日に改めました。

<改定後>

建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

- (1) 次に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。
 - ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- (2) 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格（税抜）」という。）に100分の92を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。
- (3) 予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

【参考】

- ・木更津市建設工事低入札価格調査実施要領第4条

・木更津市契約事務要領第9条

○測量・コンサルタントの最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

(1) 下表に掲げる額の合計額(算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に100分の110を乗じて得た額。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 100%	測量調査費 100%	諸経費 50%	—
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	特別経費 100%	技術料等経費 60%	諸経費 60%
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%
地質調査業務	直接調査費 100%	間接調査費 90%	解析等調査 業務費 80%	諸経費 50%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%
注 複数の業務を一括して発注する場合の第9条第5項第1号の「合計額」は、 それぞれの業務の業種区分の①から④を一括合計した額とする。				

(2) 予定価格(税抜)に100分の81(測量業務については100分の82、地質調査については100分の85)を乗じて得た額(算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に100分の110を乗じて得た額。

(3) 予定価格(税抜)に100分の60(測量業務については100分の60、地質調査については3分の2)を乗じて得た額(算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)に、100分の110を乗じて得た額。

○施行日：令和8年1月7日

■入札積算見積内訳書に法定福利費の記載を義務付けました。

建設業における社会保険未加入対策の一環として、令和4年4月1日以降に入札公告・指名通知等を行う案件から、入札積算見積内訳書に法定福利費の記載を求めることとなりました。記載がない場合は、その入札は無効となりますのでご注意ください。

なお、記載された法定福利費が推計される法定福利費概算額と比較し乖離がある場合は、必要に応じて、算出根拠の確認等を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

ださい。

【参考】

国土交通省HP「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

【様式のダウンロード】

＜入札情報サービスよりダウンロード⇒内訳書作成⇒入札書の添付資料として提出＞

※工事案件ごとに求める内訳が変わりますので、その都度ダウンロードのうえ作成してください。（記載金額及び内容に不備があると無効となります。）

（内訳書に斜線がある箇所については、記載不要です。）

■特定関係にある会社同士の入札参加を制限します

■木更津市発注工事における近接工事の取り扱い

※詳細につきましては、木更津市ホームページをご覧ください。

ページ番号 7751

《木更津市ホームページ > しごと・産業 > 事業者別情報 > 建設工事の請負契約について > 建設工事の入札公告に関するお知らせ》

■「測量・コンサルタント」「物件」「業務委託」の電子入札に係る再度入札等について

開札をした結果、落札となる価格の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札の回数は原則として1回までとします。

電子入札において、落札となる価格の入札がないときは、「再入札通知書到着のお知らせ」メールが発行されますのでご確認ください。「再入札通知書」には、再入札受付開始予定日時、再入札締切予定日時、開札予定日時及び入札最低金額が記載されておりますので、入札期限及び入札金額に注意のうえ再入札してください。

再度入札の結果においても落札者がいないときは、有効な入札のうち最低の入札価格と予定価格の差が僅少である場合に限り、当該入札者を随意契約の相手方にする場合があります。

その際は、「不落随契のお知らせ」及び「見積依頼通知書到着のお知らせ」メールが発行されますのでご確認ください。「見積依頼通知書」には、見積開始日時、見積締切予定日時、開封予定日時及び最低金額が記載されておりますので、見積期限及び最低金額に注意のうえお見積もりください。

※入札の際の契約相手方は、名簿上の契約先営業所になりますのでご注意ください。

**■工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について
(建設工事のみ対象)**

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当課等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。（通知様式については木更津市ホームページ（ページ番号 4029）に掲載）